

令和7年度
一般廃棄物処理実施計画



武蔵村山市

一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年武蔵村山市条例第14号。以下「条例」という。）に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものとする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画対象区域

武蔵村山市域

4 一般廃棄物の種類及び分別区分

(1) 可燃ごみ

(2) 不燃ごみ

(3) 不燃性資源物

ア ライター

イ びん

ウ 有害物（蛍光管、電球、電池、水銀体温計等）

エ 缶（缶類・スプレー缶等）

オ 金属（なべ、やかん、フライパン等の金属類等）

カ 容器包装プラスチック（以下、「容プラ」という。）

キ ペットボトル

ク かばん、ベルト

(4) 可燃性資源物

ア 古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙、牛乳パック）

イ 布（シーツ、毛布、衣服、下着、帽子等）

ウ 剪定枝

エ ぬいぐるみ

(5) 使用済小型電子機器等（拠点回収ボックスの投入口（横25cm×縦15cm）からボックス内に投入できる電子機器）

(6) 粗大ごみ（家具・建具、布団、自転車等）

(7) 動物の死体

(8) し尿

(9) 浄化槽汚泥

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び収集区域

一般廃棄物の種類	曜日	収 集 区 域
可燃ごみ (週2回収集)	月・木	(C) 本町・中藤・中央・神明
		(D) 大南1～3・学園1、2、4、5・榎
		(F) 村山団地24～26、32、42、1101～1118、 1128～1140
		(H) 学園3
	火・金	(A) 伊奈平・残堀・三ツ藤1、2
		(B) 三ツ木・中原・岸・三ツ藤3
		(E) 村山団地33、41、45～50、1119～1127、 1141～1146
		(G) 大南4、5
不燃ごみ (月1回収集)	第1水	(A) 伊奈平・残堀・三ツ藤1、2 (E) 村山団地33、41、45～50、1119～1127、 1141～1146
	第2水	(B) 三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G) 大南4、5
	第3水	(C) 本町・中藤・中央・神明 (H) 学園3
	第4水	(D) 大南1～3・学園1、2、4、5・榎 (F) 村山団地24～26、32、42、1101～1118、 1128～1140

不燃性 資源物	ペットボトル・ラ イター・びん・有 害物 (隔週1回収集)	月	(B) 三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G) 大南4、5
		火	(C) 本町・中藤・中央・神明 (H) 学園3
		木	(A) 伊奈平・残堀・三ツ藤1、2 (E) 村山団地33、41、45～50、1119～1127、 1141～1146
		金	(D) 大南1～3・学園1、2、4、5・榎 (F) 村山団地24～26、32、42、1101～1118、 1128～1140
	缶・金属 (隔週1回収集)	月	(B) 三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G) 大南4、5
		火	(C) 本町・中藤・中央・神明 (H) 学園3
		木	(A) 伊奈平・残堀・三ツ藤1、2 (E) 村山団地33、41、45～50、1119～1127、 1141～1146
		金	(D) 大南1～3・学園1、2、4、5・榎 (F) 村山団地24～26、32、42、1101～1118、 1128～1140
	容プラ (週1回収集)	月	(A) 伊奈平・残堀・三ツ藤1、2 (E) 村山団地33、41、45～50、1119～1127、 1141～1146
		火	(D) 大南1～3・学園1、2、4、5・榎 (F) 村山団地24～26、32、42、1101～1118、 1128～1140
		木	(B) 三ツ木・中原・岸・三ツ藤3 (G) 大南4、5
		金	(C) 本町・中藤・中央・神明 (H) 学園3
	かばん・ベルト (月3～4回収集) ※	水	市 内 全 域
可燃性 資源物	古紙・布・剪定枝・ ぬいぐるみ (月3～4回収集) ※	水	市 内 全 域

※ 原則月3回収集であるが、月の週数によって月4回収集とする。

6 基本方針を達成するための施策

基本方針	基本的な施策	
	項目	具体的取組
基本方針1 リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進	(1) 3つのRの促進に関する普及啓発 ※ 3つのR：不用物になる前の対策である「リフューズ・リデュース・リユース」のこと。	● 3つのRを実践する意義と必要性
		● 過剰包装の抑制
		● 再利用できる商品の利用
		● リユースの手法に関する普及啓発
		● マイバッグ持参の普及啓発
	(2) 食品ロス削減推進計画の施策の推進	● 食品ロス削減推進計画の施策の推進
	(3) 製造・販売事業者への要請	● 再使用容器などの利用の促進
		● 市民に対する販売事業者の取組の周知
● 国や都を通じた製造事業者への要請		
(4) 家庭ごみ有料化の適正な運用	● 家庭ごみ有料化に係るごみの減量効果及び課題の検討	
基本方針2 リサイクル（資源化）の推進	(1) 分別の周知	● リサイクルの必要性
		● 分別区分
		● 排出方法
		● リサイクルされたものの再利用方法や効果

基本方針 2 リサイクル（資源化）の推進（続き）	(2) 資源回収の拡充	● 資源回収奨励金制度のあり方の検討
		● 拠点回収の拡充
		● 資源化品目の拡大
		● 事業者と連携した使用済小型電子機器資源化の推進
		● 製品プラスチックの資源化の検討
	(3) 排出事業者への要請	● 事業系廃棄物の排出状況の把握
		● 大規模事業所への指導
	(4) 販売事業者への要請	● 店頭回収の要請
	(5) 再生品の利用の促進	● 再生品を利用する意義や販売店に関する情報の提供
		● 再生品を取り扱うよう販売事業者への啓発
	(6) 資源物抜き取り防止	● パトロールの強化
		● 警察との連携
基本方針 3 適正処理の推進	(1) 適正排出の推進	● 廃棄物減量等推進員による指導
		● 収集現場での警告シールの貼付
		● 排出場所等における排出指導
		● 排出場所等の美化
		● 集合住宅の管理者に対する集積所の管理の徹底や排出指導

基本方針3 適正処理の推進 (続き)	(2) 事業系ごみの適正排出の徹底	● 一般廃棄物処理業者への委託の促進
		● 指定収集袋での排出徹底
		● 事業系ごみを小平・村山・大和衛生組合に直接持ち込む際の手数料の統一の検討
		● 小平・村山・大和衛生組合と連携した搬入物調査の実施
	(3) 適正な収集体制の維持	● 高齢者・障がい者世帯のごみ収集の検討
		● 戸別収集の適正な運用
		● 委託業者への要請
	(4) 処理困難物への対応	● 事業者による回収の周知
		● 市で収集しない廃棄物の処理ルートの紹介
		● 国や都を通じた要請
	(5) 不法投棄対策	● 市民・事業者への意識啓発
		● 不法投棄対策の検討
	(6) (仮称) 新ごみ焼却施設の整備	● 施設規模の適正化
		● 余熱利用設備の設置
		● 環境への配慮

基本方針3 適正処理の推進 (続き)	(7) リサイクル施設の検討	● リサイクル施設の検討
	(8) 最終処分量の削減	● 不燃残さ埋立ゼロの継続
		● 東京たま広域資源循環組合への搬入量の削減
	(9) 災害時の対応	● 災害廃棄物処理計画の見直し
		● 民間事業者との連携
● 都・他自治体との連携		
基本方針4 市民・事業者・市の協働	(1) 普及啓発手法の活用	● ごみ情報誌
		● 市報
		● X (旧ツイッター)
		● ホームページ
		● ごみ分別アプリ
		● フェイスブック
		● LINE
		● イベント
	(2) 市民・事業者・市の双方向の情報交換	● 廃棄物減量等推進審議会の運営
		● 廃棄物減量等推進員との意見交換
● 市民・事業者とのネットワークづくりの検討		

基本方針 4 市民・事業者・市の協働（続き）	(3) 環境教育・学習の実施	● 小学校 4 年生を対象とした副読本の作成
		● 出前講座の実施
		● 環境フェスタの実施
		● 環境学習プログラムの充実に向けた調査研究
		● 体験学習の要素を取り入れた環境学習プログラムの検討
		● 環境啓発機能（プラザ機能）の検討
	(4) 国・都・他自治体などとの連携	● 小平市、東大和市及び小平・村山・大和衛生組合との連携
		● 国や都、他自治体との連携
		● 国や都を通じた事業者への要請
	(5) 市での率先的な取組	● 4 R の率先した取組
		● 再生品の積極的な利用

7 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

※発生量＝処理量

ごみ総発生量		17,024t	
ごみ	12,714t		
	可燃ごみ	11,880t	
		収集ごみ	9,774t
		持込ごみ	2,106t
	不燃ごみ	469t	
		収集ごみ	469t
		持込ごみ	0t
	粗大ごみ	365t	
		収集ごみ	365t
		持込ごみ	0t
	資源物	4,310t	
	不燃性資源物	(缶、金属、びん、かばん、ベルト、容プラ、ペットボトル、ライター)	1,818t
可燃性資源物	(紙類、布類、剪定枝、ぬいぐるみ)	2,209t	
有害物		22t	
集団回収	(紙類、布類、鉄類、アルミ類、びん類、雑品類、ペットボトル、廃食用油)	261t	
動物の死体		161 体	
し尿、浄化槽汚泥		119 kℓ	
	し尿	89 kℓ	
	浄化槽汚泥	30 kℓ	

8 一般廃棄物の収集方法、適正な処理及びこれを実施する者

一般廃棄物の種類	収集方法	収集の主体	処理の方法及び処理主体	市民及び事業者の協力義務
<p>市民の日常生活から排出される一般廃棄物（家庭ごみ） ※ 可燃性資源物以外</p>	<p>戸別方式による定期収集 ① 可燃ごみは週2回 ② 不燃ごみは月1回 ③ 容プラは週1回 ④ かばん、ベルトは月3～4回 ⑤ 缶・金属及びペットボトル・ライター・びん・有害物は隔週1回</p>	<p>市長（収集運搬業務受託者による）</p>	<p>① 可燃ごみについては、小平・村山・大和衛生組合又にて焼却し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化する。 ② 不燃ごみについては、破砕等の中間処理を行い、適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。 ③ 容プラ・ペットボトルについては、資源物中間処理施設に搬入し、処理を行い、再商品化委託をする。 ④ ③以外の不燃性資源物については、武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。 なお、ライター及び有害物、スプレー缶については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。</p>	<p>① 必ず市が指定する分別方法で分別を行うこと。 ② 発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。 ③ 可燃ごみ、不燃ごみ、容プラについては、各指定収集袋を使用すること。 ④ ③以外については、透明又は半透明の袋を使用すること。 ⑤ 収集日の朝、8時までに決められた場所に出すこと。</p>
<p>可燃性資源物 古紙、布、剪定枝、ぬいぐるみ</p>	<p>戸別方式による月3～4回の定期収集</p>	<p>市長（収集運搬業務受託者による）</p>	<p>武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。</p>	<p>① 必ず市が指定する分別方法で分別を行うこと。 ② 発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。 ③ 透明又は半透明の袋、紙袋を使用若しくはひもで束ねて排出すること。 ④ 収集日の朝、8時までに決められた場所へ出すこと。 ⑤ 布・ぬいぐるみについては、雨天等の場合は、極力次の収集日に出すこと。</p>

粗大ごみ	<p>収集は、随時申込みにより行う。</p> <p>① 特定家庭用機器再商品化法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機及び資源の有効な利用の促進に関する法律に基づくパーソナルコンピュータの収集は行わない。</p> <p>② 製造事業者及び輸入事業者の自発的なリサイクルシステムの稼動に伴い、原動機付自転車を含むオートバイの収集は行わない。</p>	市長（収集運搬業務受託者による）	<p>小平・村山・大和衛生組合にて焼却、破砕等の中間処理を行い、焼却灰は東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化、その他は適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。</p> <p>なお、鉄資源として回収できるものは、収集後、分別し、売却する。</p> <p>また、小型家電として、売却できるものについては、小平・村山・大和衛生組合にて分別し、売却する。</p>	<p>① 粗大ごみの申込み及び排出は計画的に行うこと。</p> <p>② 原則として、敷地内の目に付くところへ、運びやすいように整理し、品目ごとに定められた廃棄物処理券を貼付して排出すること。</p> <p>③ 電化製品等の買換え等の場合は、業者に引き取らせること。</p>
事業系一般廃棄物	<p>事業者が自らの責任で行うもののほか、市が収集運搬をする小規模事業者は、市の事業系一般廃棄物指定収集袋での定期収集を実施する。</p> <p>なお、可燃性資源物及びかばん、ベルト、粗大ごみは、収集運搬しない。</p> <p>① 可燃ごみは週2回 ② 不燃ごみは月1回 ③ 容プラは週1回 ④ 缶・金属及びペットボトル・ライター・びん・有害物は隔週1回</p>	排出事業者、収集運搬許可業者又は市長（収集運搬業務受託者による）	<p>事業者自らの責任で行うもののほか、市で収集運搬をする場合は収集区分ごとに以下のように処理する。</p> <p>① 可燃ごみについては、小平・村山・大和衛生組合（事業系一般廃棄物指定収集袋で収集したものに限り）にて焼却し、焼却灰を東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化する。</p> <p>② 不燃ごみについては、破砕等の中間処理を行い、適正に資源化処理が可能な業者へ資源化処理委託を行う。</p> <p>③ 容プラ・ペットボトルについては、資源物中間処理施設に搬入し、処理を行い、再商品化委託をする。</p> <p>④ 缶・金属及びライター・びん・有害物については、武蔵村山市清掃事業協同組合が分別し、資源化する。</p> <p>なお、ライター及び有害物、スプレー缶については、適正に資源化処理のできる業者に資源化処理委託をする。</p>	<p>① 事業者が自ら小平・村山・大和衛生組合へ持ち込む場合は、可燃ごみ、不燃ごみごとに区分する等市の指示によること。</p> <p>② 市へ収集運搬を依頼する場合は、事業系一般廃棄物指定収集袋を使用し、決められた収集日の朝8時までに、申請した場所に排出すること。</p> <p>③ 発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することで、減量に努めること。</p>

資源物 (拠点回収)	市内に設置してある 拠点回収ボックスから 収集 拠点設置数 乾電池：24箇所 使用済小型電子機器 等：7箇所	市長（市職 員による）	適正に資源化処理ので きる業者に資源化処理委 託をする。	使用済小型電子機器 等のうち、個人情報 があるものは削除し、電 池があるものは取り外 して出すこと。
動物（犬、猫等） の死体	所有者がいるもの は、市の指定した場所 へ廃棄物処理券2,6 00円分を貼付して持 ち込む。 所有者が不明なもの は、市長が収集する。	市長（収集 運搬業務受託 者による）	小平・村山・大和衛生組 合で一時保管をし、その 後、動物専門の火葬場で火 葬等を行う。	① 飼い犬の死亡の場 合は、蓄犬登録に係 る手続を行うこと。 ② 所有者不明のもの を路上等で発見した 場合は、市へ連絡す ること。
資源物 (集団回収)	登録団体が自らの責 任で行う。	資源回収奨 励金団体登録 されている者	登録団体が自らの責任 で資源引取り業者に持ち 込む又は当該団体と契約 した資源引取業者が回収 を行い、引取業者が適正に 資源化をする。	資源回収奨励金の交 付を受けようとする者 は、回収した資源物の 内訳等を市に申請する こと（60日以内又は 3月31日のうち、い ずれか早い方）。
し尿	収集は、随時申込み により行う。	市長（収集 運搬業務受託 者による）	湖南衛生組合にて処理 をする。	① 公共下水道区域 内の建築物の所有者 は、その便所の公共 下水道接続を行うこ と。 ② 便槽内に異物を投 入しないこと。 ③ 便槽内に雨水等が 流入しないようにす ること。
浄化槽汚泥	浄化槽の占有者又は 管理者等と浄化槽清掃 業及び浄化槽汚泥の収 集運搬業の許可を受け た業者との直接契約に よる。	浄化槽清掃 業及び浄化槽 汚泥の収集運 搬業の許可を 受けた業者	湖南衛生組合にて処理 をする。	① 公共下水道区域 内の建築物の所有者 は、その浄化槽の公 共下水道接続を行う こと。 ② 常に適切な維持管 理を怠らないよう心 がけ、清掃の時期を 逸さないよう留意す ること。

(1) 条例第31条の2第1項の所定の場所は、次のとおりとする。

ア 決められたごみ排出場所

原則、各住宅等敷地内で道路際等の市が収集可能であると確認した場所とする。ただし、戸別収集導入以前から利用していた集積所で、市が利用を認めた場合には当該集積所とする。

イ 拠点回収ボックス

市が資源物の排出の利便性を確保し、資源物のより一層の回収とごみの減量の推進を図るため、市内の公共施設及びリサイクル協力店などに設置した回収ボックスとする。

(2) 条例第31条の2第1項の市長が指定する者は、市から一般廃棄物処理実施計画に定める資源物の収集運搬業務を受託した者とする。

9 一般廃棄物処理施設に関する事項

(1) 中間処理施設概要

ア 小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設

区 分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却施設（４・５号炉）
所在地	小平市中島町２番１号
建設年月	４・５号炉：昭和６１年１１月
炉型式	全連続燃焼式
処理方法	ストーカ式
処理能力	４・５号炉：１０５ｔ／日×２炉
余熱利用	足湯施設（こもれびの足湯施設、平成１９年３月竣工）
冷却方式	水噴射
通風方式	強制（平衡）
防塵方式	バグフィルタ
煙突高	４・５号炉：地上高１００ｍ

イ 小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設

区 分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設
所在地	小平市中島町２番１号
建設年月	令和２年３月
破碎型式	二軸せん断式破碎機、縦型高速回転破碎機
処理能力	２８ｔ／５時間
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ
選別内容	不燃・粗大・鉄及びアルミ

ウ 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設

区 分	内 容
施設名称	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設
所在地	東大和市桜が丘二丁目１２２番地の２
建設年月	平成３１年４月
機械設備形式	自動機械破袋
	自動機械選別、手選別
	フィルム＋ＰＰバンド掛け圧縮梱包方式
処理能力	容プラ：１７ｔ／５時間、ペットボトル：６ｔ／５時間
処理対象物	容プラ及びペットボトル

エ 武蔵村山資源リサイクルセンター

区 分	内 容
施設名称	武蔵村山資源リサイクルセンター
所在地	武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1
使用開始年月	平成3年10月
改修年月	平成13年11月
設備内容及び 処理能力	選別設備（処理能力20t/日）
	破袋機（処理能力28t/日）
	磁選機（処理能力4.97t/日）
	アルミ選別機（処理能力1.19t/日）
	ペットボトル減容機（処理能力2.1t/日）

(2) 最終処分処理場概要

ア ニッ塚廃棄物広域処分場

区 分	内 容
施設名称	ニッ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施設規模	用地面積 約59.1ha
	開発面積 約33.3ha（埋立地18.4ha 管理施設等14.9ha）
	残存緑地面積 約25.8ha
埋立容量	全体埋立容量 約370万m ³
	廃棄物埋立容量 約250万m ³
	覆土容量 約120万m ³
建設年度	第1期 着工：平成7年度
	第2期 着工：平成12年度
埋立期間	当初 平成10年から16年間の予定
	エコセメント化後 30年以上延長予定

イ エコセメント化施設

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 （日の出町ニッ塚廃棄物広域処分場内）
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却灰等の処理能力 約300t（日平均）
生産能力	エコセメント生産量 約430t（日平均）
処理対象物	多摩地域25市1町のごみ焼却処理施設から排出される焼却灰及びニッ塚 廃棄物広域処分場に分割埋立された焼却灰等

(3) 一般廃棄物処理施設の整備等に関する事項

- ア 平成31年4月1日から容プラ、ペットボトルについては、小平・村山・大和衛生組合の資源物中間処理施設にて中間処理を行っている。
- イ 令和2年4月1日から不燃・粗大ごみについては、小平・村山・大和衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設にて中間処理を行っている。
- ウ (仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画に基づき、小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却処理施設の整備をする。
- エ (仮称)新ごみ焼却施設整備に伴い、一時的に可燃ごみの一部が処理できなくなるため、令和3年4月から令和7年3月まで可燃ごみの一部を西多摩衛生組合に搬入し、中間処理を行っていた。
- オ ニッ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設について東京たま広域資源循環組合においてその維持管理を実施する。
- カ 平成30年4月1日から、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った後の不燃残渣は、民間処理施設に搬入し、資源化処理を行っている。

(4) 民間処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定により、以下の処理主体が存在する自治体に対して事前協議を行う。

ア 家庭系廃棄物

対象区市町村	処理主体	一般廃棄物を処理する理由・目的	一般廃棄物の種類	排出量		搬入先
				月間量 (t)	年間量 (t)	
所沢市	長沼商事㈱	市町村のリサイクルの推進による処理	⑥(ライター)	0.181	2.172	長沼商事㈱
			⑥(スプレー缶等)	1.535	18.420	
北見市	野村興産㈱		⑥(有害物)	2.564	30.768	野村興産㈱
計				4.280	51.360	2社
寄居町	オリックス資源循環㈱	市町村のリサイクルの推進による処理	⑥(不燃性残渣)	6	72	オリックス資源循環㈱

※ 寄居町への事前協議は、組合構成市を代表して小平・村山・大和衛生組合が行っている。そのため、排出量についても組合構成市(小平市、東大和市及び武蔵村山市)合計の数値である。

イ 事業系一般廃棄物

対象区市町村	本市許可業者	一般廃棄物を処理する理由・目的	一般廃棄物の種類	処理量		搬入先
				月間量 (t)	年間量 (t)	
大田区	相模原紙業(株)	市町村のリサイクルの推進による処理	⑤	1.10	13.20	(株)アルフォ
羽村市	(株)遠藤商会		⑤	2.50	30.00	(株)西東京リサイクルセンター
	比留間運送(株)		⑤	8.00	96.00	
	(有)荒幡商事		②	6.00	72.00	(株)大進緑建
入間市	比留間運送(株)		⑤	10.00	120.00	比留間運送(株)
愛川町	(株)アクト・エア		①⑤	7.64	91.68	(株)アクト・エア
寄居町	相模原紙業(株)		①②③④	10.50	126.00	オリックス資源循環(株)
	太誠産業(株)		①②③④	19.49	233.90	
	斎藤商事(株)		①②④	4.00	48.00	
	比留間運送(株)		①②③	20.00	240.00	
		⑨その他 (武蔵村山の一般家庭及び事業所より発生した適正処理困難物)	1.00	12.00		
	⑨(焼却灰)	10.00	120.00	ツネイシカムテックス(株)		
計				100.23	1202.78	7社

一般廃棄物の種類 ①紙くず ②木くず ③繊維くず ④動植物性残さ ⑤食品循環資源(食リ法) ⑥動物のふん尿、⑦動物の死体、⑧動物系固形不用物、⑨その他

(5) し尿処理施設

区 分	内 容
施設名称	湖南衛生組合
構成市町村	立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市
所在地	武蔵村山市大南五丁目1番地
稼働年度	昭和38年度
処理方式	前処理希釈方式
処理能力	し尿及び浄化槽汚泥 7.0kl/日

10 一般廃棄物収集運搬許可業者

令和7年1月1日現在

	業 者 名	住 所
1	村山運送(株)	武蔵村山市中央一丁目6番地の1
2	高杉商事(株)	小平市上水本町四丁目8番12号
3	比留間運送(株)	武蔵村山市中央二丁目18番地の3
4	(有)荒幡商事	武蔵村山市本町四丁目12番地の6
5	相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目18番15号
6	(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂627番地7
7	斎藤商事(株)	西東京市東伏見四丁目9番10号
8	丸順商事(有)	羽村市富士見平二丁目1番地の14
9	太誠産業(株)	豊島区南池袋三丁目14番11号中町ビル
10	(株)表養樹園	武蔵村山市三ツ木一丁目20番地の1
11	(有)常盤組	小平市天神町一丁目3番32号
12	(有)小作物産	羽村市羽加美三丁目5番25号
13	(株)アユミ・プラン	埼玉県所沢市三ヶ島一丁目144番地の3
14	松浦商事(株)	立川市幸町三丁目16番の1
15	藤谷産業(株)	西多摩郡日の出町大字平井969番地
16	(有)古川新興	府中市是政三丁目65番地の1
17	武蔵村山資源(有)	武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1
18	太田商事(株)	府中市四谷五丁目13番14号
19	(有)富商	武蔵村山市伊奈平二丁目8番地の1
20	(株)光翔	武蔵村山市伊奈平一丁目81番地の4
21	エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平二丁目27番地の5
22	(株)ティーエムプランニング	武蔵村山市残堀一丁目103番地の3
23	(株)五美清掃	西東京市北町五丁目9番4号
24	(有)ミヤマ商会	羽村市羽東三丁目12番8
25	(株)ECO・HIRUMA16	武蔵村山市中央二丁目135番地の2
26	(株)日野衛生公社	日野市万願寺四丁目24番地の7
27	中川産業(株)	立川市富士見町一丁目2番6号
28	福田商会	小金井市桜町二丁目8番13の105号(小金井市市営住宅)
29	加藤商事(株)	東村山市恩多町一丁目12番地3
30	(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地

1.1 一般廃棄物処分業許可業者

令和7年1月1日現在

	業 者 名	住 所
1	比留間運送(株)	武蔵村山市中央二丁目18番地の3
2	武蔵村山資源(有)	武蔵村山市伊奈平二丁目29番地の1

1.2 浄化槽清掃許可業者

令和7年1月1日現在

	業 者 名	住 所
1	村山運送(株)	武蔵村山市中央一丁目6番地の1

1.3 適正処理困難物

次の物については、市の処理施設において適正な処理を行えないため、適正処理困難物に定め、処理を行わない。

石	自動車部品	発電機
医療廃棄物（注射針等）	消火器	バッテリー
液体	焼却炉（耐火レンガ製）	発炎筒
LPガスボンベ	シンナー	ピアノ
腐葉土	消毒剤	ブロック
瓦礫（がれき）	除草剤	ボイラー
スレート（石綿含有のものもあるため）	水中ポンプ（飼育用の小型のものは可能）	ボーリングの玉
木（直径40cm以上）	砂	モーター（機械用）
金庫（耐火性）	石膏ボード	麻雀卓（電動式）
建築廃材	ソーラーシステム	物干し台（コンクリート部分）
コンクリート片	タイヤ（自動車）	浴槽（ホーロー・ガラスファイバー製品）
コンプレッサー	タイル	レンガ
殺虫（菌）剤	土	ワイヤーロープ
酸素ボンベ	農薬（成分により可能）	廃油（ガソリン、灯油など）

※ その他ごみ処理施設の能力を超えるもの

1.4 資源の有効な利用の促進のため処理を行わない物

次の物については、資源の有効な利用の促進を図るため、処理を行わない。

関係法令等	品目
特定家庭用機器再商品化法	エアコン ・ マルチエアコン、室外機、ウインドタイプテレビ ・ ブラウン管式テレビ、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、チューナー分離型テレビ、有機 EL テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 ・ 冷蔵庫、ワイン庫（ワインセラー）、冷凍庫 洗濯機・乾燥機 ・ 洗濯機、洗濯乾燥機、衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律	家庭から廃棄されるパーソナルコンピュータ ・ デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン ・ CRT ディスプレイ、CRT ディスプレー一体型パソコン ・ 液晶ディスプレイ、液晶ディスプレイ一体型パソコン

1.5 自主取組による二輪車リサイクルシステムの活用

製造事業者及び輸入事業者の自発的なリサイクルシステムの稼動に伴い、原動機付自転車を含む使用済みオートバイは、粗大ごみとして収集を行わない。

1.6 食品ロス量の発生量及び処理量の見込み

※発生量＝処理量

食品ロス発生量		4,696t
可燃ごみ		4,696t
	生ごみ（厨芥類1）（食べ残し）	471t
	生ごみ（厨芥類2）（調理くず、野菜くず）	3,413t
	生ごみ（未利用品）	812t
不燃ごみ		0t
	生ごみ（厨芥類1）（食べ残し）	0t
	生ごみ（厨芥類2）（調理くず、野菜くず）	0t
	生ごみ（未利用品）	0t

1 7 具体的な施策

具体的な施策	
項目	具体的取組
(1) 市の取組	● 食品ロス削減のための普及啓発
	● 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への加盟
	● 市報等による残さず食べよう3010運動の普及啓発
	● 生ごみ処理機器購入補助制度の実施
	● 生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」工作教室の実施
(2) 事業者との連携	● 市と事業者との連携したフードドライブの実施
	● 飲食店への食品ロス削減の働きかけ
	● エコショップ（食べきり協力店）制度参加の要請



武蔵村山市

令和7年度武蔵村山市一般廃棄物処理実施計画

発行年月	令和7年4月
発行	武蔵村山市
編集	武蔵村山市環境部ごみ対策課
	〒208-8501
	武蔵村山市本町一丁目1番地の1
	TEL 042(565)1111 (代表)